

(別添)

補助対象経費	上限額 (※1)
4 (1) ①エ 周辺事業所の休廃止等(※2)に伴うかかり増し経費(人材確保に関する経費)	
新規職員の採用等に係る費用(※3) (採用関連) ・ 求人広告掲載費 ・ 採用担当職員の交通費 ・ 採用面接の会場費 ・ 選考に係る事務費用 ・ ユニフォームやタブレットの購入費用等 (研修関連) ・ 新規採用職員の研修・教育費 (研修講師への謝金や外部研修の参加費)	30 万円
休廃止事業所の利用者受入に伴う一時的なかかり増し経費 ・ 利用者受入に伴う職員の時間外労働に要する費用(※4)	20 万円
同一法人内の応援・派遣に係る経費 ・ 応援職員の旅費・宿泊費(遠方からの応援の場合) ・ 応援元事業所への手当	10 万円
4 (1) ②オ 周辺事業所の休廃止等に伴うかかり増し経費(利用者の引継等に関する経費)	
休廃止事業所の利用者情報の引継・契約関連事務費 ・ 契約書作成に係る事務経費、休廃止事業所の記録等の引継やケアマネジャー等多職種連携の引継に要する費用(会議費用等) ・ 利用者宅への事前訪問やサービス担当者会議への参加にかかる移動コスト(ガソリン代・公共交通機関の運賃)等	10 万円 (※5)

(※1) 1事業所当たりの金額。ただし、集合住宅等(サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム等)の併設事業所は補助対象から除くものとする。なお、「加算の取得促進の委託経費」については、実施主体がコンサルタント事業者等と契約し事業所に派遣する場合の1事業所当たりの金額。

(※2) 周辺事業所の休廃止等としては、周辺事業所の休止又は廃止のほか、周辺事業所が新規利用者の受入を停止している場合等が想定される。なお、「休廃止事業所の利用者受入に伴う一時的なかかり増し経費」を除き、(サービス提供を継続する事業所における)訪問介護員等の急な退職に伴うかかり増し経費も助成対象とする。

(※3) 提供体制確保事業における「経験年数が短い訪問介護員等への同行支援」との併用も可能。

(※4) 休廃止事業所の利用者受入に伴い増加した時間外労働に要する費用そのものが対象ではないことに留意。(休廃止事業所の利用者受入れ前後の支出増加額が介護保険収入の増加額より大きい場合に、支出増加額のうち時間外労働に係る費用が補助対象。)

(※5) 周辺事業所が新規利用者の受入を停止している場合等、周辺事業所の休廃止以外の事由に伴う受入れの場合は3万円。